

## 第37回 蘭越町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和2年6月30日（火）午後4時00分から午後5時20分
- 2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室
- 3 出席委員 15人  
会長 7番 中井 悟  
会長職務代理 13番 西元 道啓  
委員 1番 天水さとい 2番 近藤 一祝  
3番 安田 伸二 5番 向山 博  
6番 坂野 幸夫 8番 山田 清隆  
9番 岩間 勇市 10番 杉本 峯一  
11番 吉田 靖志 12番 椿 新二  
14番 高山 重人 15番 親谷 隆  
16番 伊藤 忠幸
- 4 欠席委員
- 5 議事日程
  - 第1 会議録署名委員の指名について
  - 第2 会期の決定について
  - 第3 諸報告について
  - 第4 現況証明願いについて
  - 第5 農地法第18条第6項の規定による通知について
  - 第6 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 第7 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 第8 農業経営基盤許可促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
  - 第9 土地の意見価格の決定について
  - 第10 令和2年田畑売買価格等に関する調査について
  - 第11 農業委員会の適正な事務実施に向けた令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてについて
  - 第12 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 6 農業委員会事務局職員 事務局長 木村 恭史  
農地係長 福岡 直樹

## 7 会議の概要

議長 ただいまの出席委員は、15名であります。定足数に達しておりますので、これから第37回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

それでは、日程にしたがって進めて参ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 それでは、8番 山田委員と9番 岩間委員を指名いたします。日程第2、会期の決定についてを議題とします。本日の総会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決しました。日程第3、諸般の報告についてを議題とします。第36回の総会以降の諸般について、報告いたします。6月8日、中山間地域等直接支払対象基準検討委員会に出席しております。同日、米麦改良協会定期総会に出席しております。6月18日、北海道農業会議第89回総会に出席しております。6月24日、米-1グランプリ実行委員会に出席しております。以上で諸般の報告を終わります。日程第4、議案第1号現況証明願いについてを議題とします。NO1からNO2について、上程します。担当調査員から、調査の報告をお願いします。

8番  
(山田委員) 番号1番の件です。私と近藤委員、杉本委員で現地を確認して参りました。農地・採草放牧地以外であることを確認してきました。よろしく願いいたします。

13番  
(西元委員)

番号2番の件です。場所については航空写真のとおりですが、私と安田委員、吉田委員で現地を確認し、〇〇があり、〇〇おり、農地・採草放牧地以外であることを確認してきました。よろしくお願ひいたします。

議 長

これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし

議 長

質疑なしと認めます。  
議案第1号、NO1からNO2については、調査員の報告を承認し、証明書を交付することとします。  
日程第5、議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。  
NO1からNO3について、上程いたします。  
事務局から説明願ひます。

事務局  
(福岡係長)

議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理の可否について、議決を求める。令和2年6月30日提出、蘭越町農業委員長名。

番号1、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成28年10月5日から令和8年11月30日までで強化法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は令和2年6月16日、土地引渡の日は令和2年6月30日です。解約理由は、譲渡するため、解約するものです。

番号2、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成28年10月5日から令和8年11月30日までで強化法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は令和2年6月16日、土地引渡の日は令和2年6月30日です。解約理由は、譲渡するため、解約するものです。

番号3、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成28年10月5日から令和8年11月30日までで強化法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は令和2年6月16日、土地引渡の日は令和2年6月30日です。解約理由は、譲渡するため、解約するも

のです。  
以上です。

議 長 引き続き、担当委員から順次、補足説明を願います。

16番  
(伊藤委員) 1番から3番について説明いたします。内容は事務局の説明と  
おりです。場所は、1番は〇〇宅横と〇〇宅の向かいにある農地  
です。2番は〇〇宅から続きにある〇〇が借りていた農地です。  
3番は〇〇と〇〇との自宅の間にある農地です。よろしくお願  
いいたします。

議 長 これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

全委員 質疑なし。

議 長 質疑なしと認めます。  
原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議 長 本案は、原案のとおり受理することとします。  
日程第6、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に  
ついてを議題とします。  
NO1からNO6について、一括、上程します。  
事務局から説明願います。

事務局  
(福岡係長) 議案第3号 別紙の者から、農地等の所有権の移転及び賃借権  
の設定、並びに使用賃借権の設定をするため、農地法第3条第1  
項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、  
議決を求める。令和2年6月30日提出、蘭越町農業委員長名。  
番号1、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番  
〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。権利の区分は使用  
賃借権の設定です。賃借理由は、後継者に経営を移譲するため、  
引き続き、後継者に農地を貸し付けするものです。成立する法律  
関係は使用貸借、価格は無償です。権利設定の日は、農地法第3  
条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から令和12年6月  
29日までです。

番号2、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。権利の区分は使用貸借権の設定です。貸借理由は、後継者に経営を移譲するため、引き続き、後継者に農地を貸し付けするものです。成立する法律関係は使用貸借、価格は無償です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から令和12年6月29日までです。別紙、調査書をご覧ください。

番号1から番号2の調査書については、同じ記載となっておりますので、一括にて説明をさせていただきます。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、引き続き、経営移譲に伴う契約であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

番号3、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定。貸付理由は、〇〇〇の規模拡大のため、引き続き、貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、田が共済水張面積価格〇〇〇円、畑で〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は農地法第3条許可の日から令和12年6月29日までの10年間です。

なお、令和2年3月24日より、〇〇〇から商号変更し、〇〇〇となっております。

番号4、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定。貸付理由は、耕作できないため、引き続き、貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、田が共済水張面積価格〇〇〇円、畑で〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は農地法第3条許可の日から令和12年6月29日までの10年間です。

番号5、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定。貸付理由は、耕作できないため、引き続き、貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、田が共済水張面積価格〇〇〇円、畑で〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は農地

法第3条許可の日から令和12年6月29日までの10年間です。別紙、調査書をご覧ください。

番号3から番号5の調査書については、同じ記載となっておりますので、一括にて説明をさせていただきます。

〇〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、引き続き、農地を借り受けするものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

番号6、譲渡人は〇〇〇さん、譲受人は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、畑で〇〇〇㎡です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は、耕作できないため、隣接地所有者へ農地を贈与するものです。成立する法律関係は贈与、価格は無償です。権利移転の日、農地法第3条許可の日です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、譲受人の圃場の中に隣接する土地の取得であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

以上のことから、許可相当であろうと事務局では判断いたしました。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長

引き続き、担当委員から順次、補足説明を願います。

6番  
(坂野委員)

番号1番について説明いたします。内容は事務局説明のとおりです。場所は、〇〇〇付近と〇〇さん宅付近となっております。

16番  
(伊藤委員)

番号2番について説明いたします。内容は事務局説明のとおりです。場所は、〇〇付近と〇〇さん宅を越えたあたりにもあります。よろしくお願いたします。

1番  
(天水委員)

番号3から5番まで説明いたします。内容は事務局説明のとおりです。場所については航空写真のとおりですが、3番は〇〇から〇〇方向へ向かう5筆、4番は〇〇周辺、5番は〇〇さん宅周辺と〇〇方面へ向かい、〇〇さん宅手前から〇〇側へ行った農地です。

2番  
(近藤委員)

番号6番について説明いたします。内容は事務局説明のとおりです。場所は、〇〇隣の〇〇さん宅裏側にある畑で贈与ということです。

議長

これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長

原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

本案は、原案のとおり決定し、許可を与えるものとします。  
日程第7、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。  
NO1について、上程します。  
事務局から説明願います。

事務局  
(福岡係長)

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等を農地等以外にするため、農地法第5条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。  
令和2年6月30日提出、蘭越町農業委員会会長名。

番号1番、申請者は譲渡人が〇〇〇さん、譲受人は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、現況は田、面積は〇〇〇㎡です。農地区分は、10ヘクタール以上の集団的農地の一角に位置する第1種農地、権利の種類は売買、譲渡価格は〇〇〇円です。申請の理由は、〇〇〇を建設するためです。別紙、調査書をご覧ください。

第1種農地に判断した理由は、概ね10ha以上の集団的農地です。なお、第1種農地の不許可の例外に該当する、既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地面積が既存の施設の面積の2分の1を超えないものに限る）であり、〇〇〇建設のため、隣接地を購入するもので、転用することはやむを得ないと事務局では判断いたしました。一般基準については記載のとおりです。

番号1番については、1月30日の総会で農用地区域の変更について、異議がない旨、町へ通知し、また、3月27日の総会で農地法第5条の規定による許可について、許可相当である旨、北海道農業会議へ諮問しておりました。

この度、4月24日付けで北海道農業会議常設審議委員会から許可相当である旨の回答があり、また、6月23日に農用地区域の変更に係る決定公告が終了した経過にあります。

議 長 担当委員の補足説明を願います。

1 番 (天水委員) 番号1番について、内容は事務局説明のとおりです。場所は〇〇付近となっております。

議 長 これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

全委員 質疑なし。

議 長 原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議 長 番号1番については、原案のとおり決定し、許可を与えるもの  
とします。  
引き続き、NO2について、上程します。  
事務局から説明願います。

事務局 (福岡係長) 番号2番、申請者は譲渡人が〇〇〇さん、譲受人が〇〇〇さん、土地は〇〇〇、現況は畑、面積は〇〇〇㎡、農地区分は、農用地区域外の第2種農地、権利の種類は使用貸借、価格は無償です。申請理由は、〇〇〇等に供するためです。別紙、調査書をご覧ください。

第2種農地に判断した理由としては、農業公共投資対象外の生産性の低い小集団であり、おおむね10ha未満の農地である。また、農用地区域外の農地であって、甲種・1種・2種（市街化が見込まれる農地）・3種のいずれの要件にも該当しない農地であるため、第2種農地と判断いたしました。

現在、農振農用地区域からの除外手続きを並行しており、事前協議の中では除外相当である旨協議が進められております。

なお、こちらの案件は許可相当の可否について意見を求めるものであり、北海道農業会議の常設審議委員会へ諮問して意見を求め、順調に進めば7月総会に再度上程し許可することとなります。



よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

担当委員の補足説明を願います。

2 番  
(近藤委員)

内容につきましては、事務局の説明とおりです。場所については、〇〇〇の一番奥あたりになります。よろしくお願いいたします。

議 長

これより、質疑及びご意見を伺います。  
質疑・ご意見はありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認めます。  
原案のとおり、許可及び許可相当であると決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

NO2については、北海道農業会議へ諮問することといたします。

日程第8、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

NO1からNO8について、一括、上程します。

事務局から説明願います。

事務局  
(福岡係長)

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。令和2年6月30日提出。蘭越町農業委員会会長名。

番号1、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。10a当たりの価格は、田が〇〇番〇は共済水張面積価格で〇〇〇円、〇〇番〇と〇〇番〇は共済水張面積価格で〇〇〇円、畑が10a当たりの価格は、〇〇〇円です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和2年11

月1日、対価の支払期限は令和2年10月末日です。価格は総額で〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるため農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。また、解約案件にもありました、〇〇さんが賃借している分も〇〇さんが1筆として売買することとなります。土地引き渡し後に〇〇さんへ賃借契約を結ぶこととしております。

番号2、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。10a当たりの価格は、〇〇番〇は共済水張面積価格で〇〇〇円、その他2筆は共済水張面積価格で〇〇〇円です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和2年11月1日、対価の支払期限は令和2年10月末日です。価格は総額で〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるため農地を譲渡するものです。

番号3、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。10a当たりの価格は、〇〇〇円です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和2年11月1日、対価の支払期限は令和2年10月末日です。価格は、〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるため農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

番号2、3の別紙、調査書については、同じ記載となっておりますので、一括にて説明をさせていただきます。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号4、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律

関係は売買です。10a当たりの価格は、〇〇〇円です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和2年10月1日、対価の支払期限は令和2年9月末日です。価格は総額で〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるため農地を譲渡するものです。

番号5、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。10a当たりの価格は、〇〇〇円です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和2年10月1日、対価の支払期限は令和2年9月末日です。価格は総額で〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるため農地を譲渡するものです。

番号4、5の別紙、調査書については、同じ記載となっておりますので、一括にて説明をさせていただきます。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号6番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は令和2年7月1日から令和12年6月30日までの10年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、田が共済水張面積価格で〇〇〇円、畑は無償です。

番号7番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は令和2年7月1日から令和12年6月30日までの10年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、田が共済水張面積価格で〇〇〇円、畑は無償です。

番号6番と7番については、中間管理事業に係る賃貸借です。すべての農地を10年以上貸し付けることで、貸し手の〇〇さんに経営転換協力金50万円が交付されます。

番号8番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は、〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関

係は賃貸借です。新規の貸し付けです。契約期間は、令和2年7月3日から令和12年7月2日までの10年間です。価格は、〇〇〇円、10a当たりの価格は、田が共済水張面積価格で〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

以上のことから、この計画は適正であろうと事務局では判断いたしました。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長

引き続き、担当委員から順次、補足説明を願います。

16番  
(伊藤委員)

番号1番から3番について説明します。内容は事務局説明のとおりです。航空写真のとおり、場所は、1番、2番は〇〇さん宅付近となっております。3番は、〇〇を進み、〇〇があるあたりになります。よろしくお願いいたします。

5番  
(向山委員)

番号4番から7番について説明いたします。内容はいずれも事務局説明のとおりです。航空写真のとおりですが、場所は、〇〇宅の西側にある土地です。5番の〇〇さんについてですが、もともとは山林でしたが、山林と田が混合していたため売買ができず、今回、〇〇さんが分筆をして売買となった。

番号6番については、〇〇宅付近となっております。

8番  
(山田委員)

番号8番について説明いたします。内容はいずれも事務局説明のとおりです。〇〇住宅の裏にある農地です。よろしくお願いいたします。

議長

これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

13番  
(西元委員)

〇〇さんの件について、〇〇さんが強化法で農地取得後、すぐ〇〇さんへ賃借することは良いのか。制度上問題ないのか。

事務局  
(木村局長)

心配だったため、農業会議にも確認はしましたが、農地自体が1筆となっており、分筆するまでに時間がかかってしまう。後々分筆をして〇〇〇さんが買わなくてはいけない決まりがある。特例として、やむを得ない事情であれば良いのではないかと回答いただいた。

13番  
(西元委員)

通常であれば出来ないが、今回については〇〇〇等の決まりがあるため、例外として認めるということで良いのか。

議長

この件は私の地域ですが、〇〇〇のためいろいろな縛りがあると分かった。売買するにあたり、分筆も間に合わず、〇〇さんが先に売買し、その後〇〇さんへ賃借することとしたいとなりました。

13番  
(西元委員)

今回は特例ということが分かればよろしいです。

議長

他に質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長

本案は、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知いたします。  
日程第9、議案第6号 土地の意見価格の決定についてを議題とします。  
事務局から説明願います。

事務局  
(福岡係長)

議案第6号 土地の意見価格の決定について、北海道財務局小樽出張所長から意見を求められた土地の価格について、別紙のとおり回答してよろしいか、議決を求める。令和2年6月30日提出。蘭越町農業委員会会長名。

意見価格の照会がありました土地につきましては、別紙、議案第6号、土地の意見価格についてをご覧ください。

左上段には、当該地として今回意見価格の照会があった〇〇〇の田畑、〇〇〇の畑、〇〇〇の田畑が記載しております。また、その下段には過去の財務局への意見価格を記載しております。右上段からは、ここ数年の農地売買実例を記載しております。

過去の売買実例や財務局への意見価格の照会を参考に、地区の担当委員と事前に相談した上で、10a当たりの価格は、〇〇〇

で田が〇〇〇円、畑で〇〇〇円、〇〇〇の畑で〇〇〇円、〇〇〇  
で田が〇〇〇円、畑で〇〇〇として回答したいと考えております。  
ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長

これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

13番  
(西元委員)

意見価格については、財務局としてはどのように売買するのか。  
条件にもよるとは思うが、このままの価格なのかどうなのか。もし  
分かれば。あくまでも買い手と協議だとは思いますが。

事務局  
(福岡係長)

条件によるが、50%以下の価格で売買する等の話しは確認し  
ております。あくまでも買い手との協議によるものです。あくま  
でも参考価格として提示していることとなります。

議 長

他に質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長

照会のあった農地の価格について、原案のとおり決定してよろ  
しいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

本案は、原案のとおり決定し、その旨、北海道財務局小樽出張  
所長へ通知いたします。

日程第10、議案第7号 令和2年田畑売買価格等に関する調  
査についてを議題とします。

事務局から説明願います。

事務局  
(福岡係長)

議案第7号 令和2年田畑売買価格等に関する調査について、  
農業会議が行う田畑売買価格等に関する調査について、令和2年  
の価格を次のとおり決定することについて、議決を求める。令和  
2年6月30日提出、蘭越町農業委員長名。

これは毎年行っている価格調査になっておりまして、昭和25  
年に各市町村の価格分析データを取ることでスタートした経緯が  
あります。旧市町村名として未だに調査をしている理由としては、  
今後においてもデータをおっていくためのものであり、旧市町村

名として南尻別村と磯谷村の2カ所での価格の調査であり、全国において昭和25年からの動向を追っているという趣旨の調査であります。

南尻別村、磯谷村のそれぞれの田、畑、また、転用目的の田と畑について、昨年と同様の価格とさせていただいております。実際の売買実例としては、これよりも下がっているところもありますが、固定資産の評価額も変わっていないこと等により判断させていただいております。

それぞれの場所については、図面を添付しておりますので、ご覧ください。図面番号、議案第7号1番①が南尻別村の田、議案第7号1番②が南尻別村の畑、議案第7号1番③が磯谷村の田と畑となります。こちらについては、昨年度指摘があったとおり、現状にあった場所を選定し、場所を変更しております。

以上よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

ただ今、説明がありましたが、ご意見やご質問等ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長

異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

本案については、異議ないものとして決定します。

日程第11、協議第1号 農業委員会の適正な事務実施に向けた平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてを議題とします。

事務局から説明願います。

事務局  
(福岡係長)

協議第1号、農業委員会の適正な事務実施に向けた令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について。令和2年6月30日提出、蘭越町農業委員長名。

皆さんのお手元に両面刷りで配っております、別紙様式2 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価をご覧くださいと思います。

まず初めに1番の農業委員会の状況についてですが、2015農林業センサスに基づいての記載となっておりますので、説明は省略させていただきます。

続いて2番の担い手への農地の利用集積・集約化についてです。令和元年度の目標及び実績ですが、集積目標は3,896ha、集積実績が3,528haです。達成状況は91%となりました。集積実績の内、新規実績といたしまして、非担い手が自作・利用していた農地のうち担い手に対して権利の設定・移転がされた農地が7.2haありました。活動実績につきましては、遊休農地が増加しないよう利用集積の調整に努め、新規就農希望者に対して、営農相談や基盤となる農地の紹介を行うとともに、現地調査を実施しました。目標に対する評価ですが、目標としては妥当でありました。活動に対する評価は、農地の出し手と受け手双方や新規就農希望者の意向等に基づき、慎重かつ適正に対応できました。

続いて3番の新たに農業経営を営もうとする者の参入促進についてです。令和元年度の目標及び実績ですが、参入目標が1経営体に対し、参入実績が1経営体で達成状況は100%となっています。参入目標面積が0.7haに対し、参入実績面積は0.7haで達成状況は100%となっています。活動実績につきましては、認定期間満了に伴う再認定を、関係機関とともに推進しました。目標に対する評価ですが、目標としては妥当でありました。活動に対する評価は、町担当課と連携して、十分な活動は展開できたが、地域へのPR活動を行う必要がありました。

続いて4番の遊休農地に関する措置に関する評価です。令和元年度の目標及び実績ですが、解消目標1.2haに対しまして、解消実績が0haでした。活動実績としましては、10月に農地パトロールを実施しました。活動に対する評価は、遊休農地の所有者等への指導の強化、また、他の農業者に対しても遊休農地の有効利用が図られるよう浸透させることが必要であり、遊休農地の活用方法や農地の利用状況について、把握し、今後における活用も含め、整理が必要であります。

続きまして5番の違反転用への適正な対応ですが、令和元年度の違反転用はありませんでした。活動実績としましては、農地パトロールで遊休農地や違反転用等の調査を実施し、点検・分析の調査リストを作成し、所有者への意向調査を実施しました。活動に対する評価は、日常的に農地パトロールを強化するとともに啓発活動を行い、農地転用についての情報を町民へ重ねて広報する必要があります。

最後6番からについては、記載のとおりとなっておりますので、よろしく願いいたします。以上で終わります。



議 長 　　ただ今、説明がありましたが、ご意見やご質問等ありませんか。

全委員 　　質疑なし。

議 長 　　意義ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員 　　異議なし。

議 長 　　協議第1号については、異議ないものとして決定し、町ホームページで公表することとします。  
日程第12、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。

事務局  
(福岡係長) 　　報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、令和2年6月30日提出、蘭越町農業委員長名。  
令和2年6月9日付けで、〇〇〇さんから全農地の〇〇番〇外〇筆、また、同月19日付けで、〇〇〇さんから全農地の〇〇番〇外〇筆について、相続により所有権を取得した旨の届出があったので、報告いたします。

議 長 　　その他の報告を事務局からお願いします。

事務局  
(木村局長) 　　諸般の報告において会長から報告がありました会議等につきまして、私が同席したものにつきまして若干ですが説明させていただきます。  
6月8開催されました「中山間地域等直接支払対象基準検討委員会」ですが、中山間地域等直接支払制度の取組経過について、第5期対策に係る対応・対象農用地の基準、今後のスケジュールについて提案され、事務局原案のとおり承認されております。  
概要としまして、中山間地域等直接支払制度は、令和元年度をもって第4期が終了し、今年度から第5期へ移行となります。経過につきましては、平成12年度に始まりました第1期の取組当初16集落協定2,670ha交付額約5,600万円(うち町費約1,400万円)から第4期最終年となりました令和元年度には19集落4,065ha約7,300万円(うち町費1,740万円)となっております。第5期の見込みですが、現時点で19集落5,048ha約9,650万円となっております。増加理由につきましては多面的機能支払からの移行、加算措置への取組みが主な要因となっております。対象農用地の基準につい

ては第4期からの変更は無く、今後のスケジュールについては、集落協定別の取組等について今月12日からヒアリングが開催されており、現在進行中となっております。

続いて同日開催されました「農業再生協議会定期総会」ですが、令和元年度事業報告、収支決算報告等についての報告、令和2年度事業計画案、収支予算案が提案され、事務局原案のとおり承認されております。

また、「米麦改良協会定期総会」につきましても引き続き開催され、令和元年度事業報告、収支決算報告等についての報告、令和2年度事業計画案、収支予算案が提案され、事務局原案のとおり承認されております。なお、任期満了に伴う役員改選につきましても、会長（町長）、副会長（JA地区担当理事 金子さん）、監事（石田商店代表取締役 石田壮一さん、JA監事 堀 健二さん）とも全員留任となっております。

6月18日開催されました「北海道農業会議第89回総会」では、理事及び監事の役員を選任について、令和元年度事業報告並びに収支決算の承認についての2議案が提案され、原案通り決定・承認されました。なお、総会終了後に代表理事会長等の選任について臨時理事会が開催され、多田会長（月形町農委員）が留任、2名いる副会長のうち中谷副会長（帯広市農委会長）が留任、新たに壮瞥町農業委員会南会長が就任、また、佐久間専務理事の退職に伴いまして、北海道農業会議 乾 事務局長が専務理事に就任したとの連絡を受けておりますことを報告いたします。

あと最後に、国会で承認された2次補正により、農業関係において経営継続補助金4分の3補助で上限が100万円となっております。新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として、販路回復、機械設備の導入など総合的に支援する制度となっております。JA組合員については農協より案内がいくこととなっております。組合員以外は、北海道農業公社となっておりますが、それぞれ生産部会から連絡がいくと思います。もし相談等を受けることがあれば農業委員会へ連絡していただければと思います。

来月第1回総会は、7月20日月曜日、午後4時から予定しておりますのでお知らせいたします。以上で報告を終わります。

議 長

以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これにて、第37回蘭越町農業委員会総会を閉会いたします。

午後5時20分終了

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを  
証するため、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩